

## 総務委員会会議録

日時 令和8年3月3日（火） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後3時13分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 向山 憲稔  
副委員長 飯島 力男  
委員 藤本 好彦 桐原 正仁 渡辺 大喜 笠井 辰生  
名取 泰 志村 直毅

委員欠席者 望月 勝

### 説明のため出席した者

高度政策推進局長 小林 徹 高度政策推進局次長 小林 孝恵  
高度政策推進局次長（秘書課長事務取扱） 鎌田 秀一  
高度政策推進局次長（広聴広報監事務取扱） 羽田 勝也  
政策調整グループ政策参事 小俣 滋  
高度政策企画イニシアチブ高度政策推進監 依田 清臣  
地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 勝保 秀文  
新価値・地域創造推進局長 斉藤 由美  
山梨ブランド・国際戦略統括官（次長事務取扱） 眞田 健康  
知事政策補佐官 宮崎 和也  
新価値・地域創造推進局次長（新事業・チャレンジ推進課長事務取扱） 宮下 つかさ  
新価値・地域創造推進局技監 櫻田 学 山梨・富士山未来課長 栗田 研二  
国際戦略・自然首都圏推進課長 石田 幸司 リニア・次世代交通推進課長 有須田 遥華  
地域エネルギー推進課長 浅川 豪 DX課長 堀内 由加子  
統計調査課長 平賀 貴久子

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子  
人口減少危機対策本部事務局次長（人口減少危機対策課長事務取扱） 河合 秀樹  
総合県民支援局長 小澤 清孝  
こども・次世代統括官（総合県民支援局理事兼職） 小澤 理恵  
多様性・働き方統括官（総合県民支援局理事兼職） 山岸 ゆり  
総合県民支援局次長 篠原 孝男 総合県民支援局次長 中村 直樹  
男女共同参画・多様性推進課長 古屋 明子  
子育て・次世代サポート課長 小林 秀一 こども福祉課長 依田 勇人

まなび支援課長 三科 吾諭子 働く人・働き方支援課長 奈良 知也  
県民生活支援課長 功刀 美奈子 パスポート室長 雨宮 康  
防災局長 河野 公紀 防災局次長 渡辺 一秀  
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 矢野 久  
防災危機管理課長 中嶋 正樹 消防保安課長 長坂 寿彦  
労働委員会事務局長 望月 等 労働委員会事務局次長 藤森 淳

公安委員会委員 高橋 英尚 警察本部長 仲村 健二  
警務部長 柴田 純 生活安全部長 佐藤 充 刑事部長 川口 守弘  
交通部長 今橋 敦 警備部長 岡部 正彦 理事 柏木 佳明  
首席監察官 進藤 明 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 内藤 智  
警務部参事官 三浦 昇 生活安全部参事官 所 紀久男  
刑事部参事官 加藤 和弘 交通部参事官 田村 和哉  
警備部参事官 清水 高博 会計課長 手塚 芳仁  
サイバー犯罪対策課長 乙黒 大三 交通規制課長 戸澤 智和  
地域課長 三森 美保 組織犯罪対策課長 樋川 光亮 運転免許課長 福島 直樹  
人身安全・少年課長 廣瀬 忍

総務部長 関口 龍海 総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治  
働きやすい職場づくり支援室長 矢ノ下 健司 職員厚生課長 大沼 純一  
財政課長 岩間 勝宏 税務課長 森山 和紀 資産高度利用推進課長 瀧口 努  
庁舎管理室長 高山 尚己 行政法務課長 水上 和彦 市町村振興課長 清水 康太  
財政企画室長 天野 陽子 北富士演習場対策課長 渡辺 稔文  
会計管理者 入倉 由紀子 出納局次長（会計課長事務取扱） 清水 信一  
管理課長 石合 晃 工事検査課長 井出 明彦  
人事委員会事務局長 古屋 登土匡 人事委員会事務局次長 川崎 健司  
監査委員事務局長 保坂 一郎 監査委員事務局次長 村田 勝秀  
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

#### 議題（付託案件）

- 第 50 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正
- 第 52 号 令和7年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）
- 第 53 号 令和7年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 第 54 号 令和7年度山梨県県税証紙特別会計補正予算（第1号）
- 第 55 号 令和7年度山梨県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 第 59 号 権利放棄の件

- 第 65 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 承第 1 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第9号）

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、警察本部関係、総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時54分まで高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、休憩を挟み、午前11時10分から午後0時21分まで人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、休憩を挟み、午後1時30分から午後1時53分まで警察本部関係、休憩を挟み、最後に午後2時10分から午後3時13分まで総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係

- ※第 50 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

（ケアラー支援対応検証事業費について）

藤本委員 高2ページの企画調整費のマル臨、ケアラー支援対応検証事業費997万円についてお伺いします。

先日、県内でケアラー支援に取り組む方々の活動を見てきました。日々、介護や育児を担うケアラーは、本人だけでなく、家族や地域に大きな負担がかかっています。現場の状況を見て、単なる調査や報告にとどまらず、実効性のある支援体制が不可欠であると痛感しました。

そこで初めに、この事業の概要についてお伺いします。

依田高度政策イニシアチブ高度政策推進監 本事業は、ケアラー支援に係る本県の対応につきまして、各部局あるいは対策本部等に蓄積されている資料を収集・整理するとともに、ケアラー支援の施策に関わりました関係者などへの取材を通じまして、対応プロセスを検証するとともに、事業の成果や問題点、改善点などを整理するものでございます。

藤本委員 次に、今、御答弁いただきましたが、本事業では関係者への取材、また、対応プロセ

スの検証、成果、改善点の抽出が掲げられていますが、現場で求められるのは、具体的に支援策に反映される改善だと考えます。

そこで、取材や検証結果をどのように現場への対応に生かしていくのか、お伺いします。

依田高度政策イニシアチブ高度政策推進監 委員御指摘のとおり、本事業では、これまでの取組の検証ですとか、成果、改善点の抽出を行いまして、ケアラー支援のさらなる充実につなげることが重要であるという認識でございます。

そこで、関係者の意見を丁寧に伺いながら検証させていただきまして、その結果を県民やケアラー関係者の皆様に共有させていただきまして、現場での改善に反映できるようにしてまいりたいと思っております。

藤本委員

関係者への取材をして、丁寧に意見をいただいて、現場で共有していくということだったのですが、確かに関係者への取材と検証の質というのは大事だと思います。この取材、また検証を形式的に行うだけでは意味がないと思います。ケアラー本人や支援者の実態を正確に把握し、課題を抽出することが不可欠だと考えます。

県は対象者の選定、また取材方法、課題抽出のプロセス、これらはどの程度実践的で偏りがなく行うのか御所見をお伺いします。

依田高度政策イニシアチブ高度政策推進監 本事業におきましては、先ほども申しましたとおり、ケアラー施策の検討に携わりました関係者、市町村、支援機関などにヒアリングを行うだけでなく、検討の基礎資料となりました実態調査の内容、調査の対象ですとか、調査項目などの妥当性を検証するために、本人や支援者などの当事者などにもヒアリングを行う予定でございます。

加えまして、介護や労働福祉などに知見のある外部の有識者からの御意見も伺うことによりまして、検証の客観性、専門性、公平性を確保してまいりたいと考えております。

藤本委員

そうしましたら、ほかの施策への活用と高度化についてですが、本事業は他の施策への展開、また、さらなる支援の高度化を目指すとして先ほど言われましたが、県として、この検証結果を基に、どのように施策の設計、また現場運用の改善に結びつけていくのか、スケジュール等も含めましてお伺いいたします。

依田高度政策イニシアチブ高度政策推進監 検証結果につきましては、令和8年秋頃の取りまとめを予定しておりまして、ケアラー支援のような先進的な取組が円滑に実施できるように、そして、既存事業のブラッシュアップにつながるように、施策の検討や実態の把握方法などについての対応プロセスにつきましては、各部局に周知して、施策の高度化に取り組んでまいります。

さらに、検証結果につきましては、県内の市町村のみならず、他の都道府県にも広く提供させていただきまして、今後のケアラー支援施策の参考として活用していただく予

定でございます。

藤本委員 最後に、現場への反映についてお聞きします。  
ケアラー支援は、単発の取組だけでは効果が限定的になってしまうと思います。現場での継続的な実施、職員や関係団体との協働体制を確立し、改善策を定着させることが不可欠だと考えます。  
県として、この事業を通じて、現場に直接的なメリットをもたらすためのフォローアップや評価、関係機関との連携強化を今後どのように進めていくのか、お伺いします。

依田高度政策イニシアチブ高度政策推進監 委員御指摘のとおり、ケアラー支援を効果的に推進していくためには、家族のケアに直面する当事者であるケアラーはもちろんのこと、市町村や支援機関など多くの関係者の皆様との協働が不可欠でございます。  
県庁におきましても現在、全庁を挙げて、ケアラー支援に関する様々な施策を実施しておりますけれども、本検証結果を庁内、市町村、関係機関と共有することによりまして、実態に応じた施策のブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。

藤本委員 ケアラー支援は、声を上げにくい立場にある方々を社会としてどう支えるかという行政の姿勢そのものが問われる取組だと考えます。検証を過程で終わらせることなく、ぜひ前進に結びつけることを期待しまして、質問を終わります。

（富士山観光エコシステム整備推進事業費について）

名取委員 新の2ページ、富士山観光エコシステム整備推進事業費について伺います。  
トラムへの欧州製車両導入等の検討を進めていくという説明がありました。まず確認ですが、この欧州製車両導入の検討というのは、具体的にどこの国の何という会社を想定しているのか教えてください。

栗田山梨・富士山未来課長 今のところ、日本で製造していない3車体連接タイプの車両を製造しているということを踏まえまして、スイスのヘス社、ポーランドのソアリス社、あと、スウェーデンのボルボ社が3車体連接タイプの車両を製造していますので、これらが今回の調査の対象になると考えております。

名取委員 知事の所信では、「モデル車両に必要な要素技術の開発を働きかける」と述べていましたけれども、この必要な要素技術というのは具体的に何を働きかけていくのか説明してください。

栗田山梨・富士山未来課長 要素技術については、まだ詳細な調査前なので明確にはなっておりませんが、現在、我々がネット情報で確認する中では、例えば、ARTにある双方向運転や、白線・磁気マーカによる誘導、また、動力源としての水素が想定としてありますが、そういったものが欧州車両になれば、その技術開発について協議をしていきたいと考

えております。

名取委員            ということは、先ほど3社ほど実名を上げていただきましたけれど、その各社が今、県が求めているこうとしている要素については、実装されているかどうかというのは、まだつかんでいないということでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長   おっしゃるとおり、今のところ把握していないという状況でございます。

名取委員            私が少し調べた範囲では、スイスのヘス社はライトトラムということで、確かにホームページ上で3連接の車両が動画で見られるのですけれども、そういう情報でスイスのヘス社を、県としても一応検討の中に入れていたという範囲なのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長   おっしゃるとおり、詳細は今回の追加調査の中で行っていきたいと思いますが、今のところ、我々も承知しているのは、ネットなどの情報であります。

名取委員            ヘス社のホームページを確認したところ、同社のライトトラムという車両だそうなのですが、これは、県が想定している双方向運転の車両ではなく、基本的には、片側に運転席のある単方向運転の車両のようです。ライトトラムという名前はついていますが、基本的には電気バスの連結車両だと書いてあったのですけれども、そういう認識ですか。

栗田山梨・富士山未来課長   我々が承知している範囲では、片側運転台、あと白線磁気マーカによる誘導システムは、今のところ確認できておりませんので、そういった状況でございます。

名取委員            県は、昨年6月に発表した富士山新交通システムに係る令和6年度調査検討結果報告の中で、この交通システムの比較をトラムや電気バスなどで行っています。電気バスとか連結バスも検討しているのですけれども、その中で、緊急時の対応については、トラムについて言うと、双方向運転により速やかに切り返しが可能と、すぐ戻れるという意味だと思いますけれど、それに対して、連結バスは単方向運転なので、スバルライン上でのUターンが困難なので、トラムのほうが優位性があると述べています。

先ほど紹介したヘス車のライトトラムということであると、単方向の運転ですので、これはUターンしなきゃいけないわけですが、だから、この結果報告で言っていた緊急時の対応という部分でのトラムの優位性というのは、もう今後、県としてはあまり追求していかないという考えですか。

栗田山梨・富士山未来課長   双方向運転については、特に富士山、スバルラインを走行する上では必要、大きな要素だと考えております。我々も今回、ARTを諦めたわけではありません。当然ながら、ARTも一つの有力な候補だと考えております。

今のヘス社に限って言いますと、片側運転台ということでもありますけれども、まず、今回の追加調査の中で、いわゆる両側運転台にできるかどうかをしっかりと協議をしてい

きたいと思いますが、今おっしゃった安全性の面から、例えば、片側運転台の場合、どういった安全対策が考えられるのか、また、5合目の駅をどうしていくのかということも、片側運転ということも踏まえる中で、今回、追加調査の中で可能性を検討していき、できる限り富士トラムという車両の選択肢を広げたいと考えておりますので、もし双方向運転がかなわなかった場合にどうしていくのかということも含めて、今回の調査の中で検討していきたいと考えております。

名取委員 双方向運転に限らず、単方向運転も含めた車両の調達を考えていくと聞こえました。そうなってくると、県としては名前は富士トラムですけれど、ARTではなくて電気バス、単方向の連結の電気バスも導入の車両の検討の中に入れていく方向でいるということでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 これは、昨年の調査の際にも説明していると思いますが、接続バスについては、日本で走っている2接続のバスで言いますと、やはり輸送力という点で、富士山への来訪者をコントロールするに当たり、相当程度来訪者が来ますので、適正に運べないと考えております。富士トラムは、現状、ARTをモデルにしておりますけれども、輸送力としてはART並みのものが必要だと考えており、接続バスでは我々が求める性能は有していないと考えております。

名取委員 今、ヘス社が提供しているような3接続のライトトラム、実体は電気バスの接続車両だと思いますが、こういった3接続であれば、電気バスであっても、単方向であっても、検討の中に含めていくという考えですか。

栗田山梨・富士山未来課長 富士トラムの導入に当たっては、いかに安全に来訪者を輸送していくのかを踏まえて考えておりますので、3接続のヘス社の車両が、様々な機能を備えて富士スバルラインを走行できるということであれば、当然対象になってくると考えています。

志村委員 今回の富士トラムの関係、今回の追加補正で3, 265万円余ということですが、この事業内容が富士トラムへの欧州製車両導入等の検討ということで、そもそも3, 200万円も積算で盛り込んでいるその理由と内容、内訳を教えてくださいませんか。

栗田山梨・富士山未来課長 主な調査の内容ではありますが、大きな予算を必要とするのは、欧州製車両について、まず視察やヒアリング、そして一番重要になってくるのが、富士トラムの要素を満たしていない技術があれば、その技術開発の可能性について協議をしていくということ想定しており、3, 200万円のうち1, 871万5, 000円ほど、視察や協議の予算としております。

また、それを踏まえた上で、基本計画の中に欧州車両も踏まえたダイヤ編成、施設の整備等を追加していく、そういった検討に1, 050万円ほど、残りはセキュリティー対策になりますが、それが336万円ほどで、合計すると今回の要求額になります。

志村委員 先ほどのスイスとかポーランドとか、具体的な事例を現段階で想定して事例を挙げていただきましたけれど、トランスロールというのですか、ヨーロッパで主に走っている、特にゴムタイヤ式のトラムだろうと思う。ゴムタイヤで走行するのですけれど、ガイドウェイタイプのトラムではないのですか。

栗田山梨・富士山未来課長 ガイドウェイタイプではなく、ゴムタイヤで道路を走行するタイプの車両になっています。

志村委員 実際にゴムタイヤのみで走行していて、ガイドウェイ上をゴムタイヤで走るのではなくて、ゴムタイヤのみで走っている事例が複数確認できているということですか。

栗田山梨・富士山未来課長 おっしゃるとおりでございます。

志村委員 とにかくトラムは構想の段階は終わっていると知事も答弁していたようですけれど、そもそも終わっているのか。トラムの実現のために調査をしている段階だと思うのですけれど、もう実行フェーズに入っていくということで、果たして、それが県民の皆様に理解されているのかどうかも非常に心配はしているのですけれども、そういう中で、まだ具体的な車両、車体が決まっていない段階で、さらに調査を続けていくということになると、今回のこの3, 200万円余と、それからこれまでトラムにかけてきた調査の費用、ここまでで、今回の補正額も含めるとどのぐらいになるのですか。

栗田山梨・富士山未来課長 細かい明確な数字は、今、手元にないのですけれども、おおむね3億円程度になろうかと考えています。

志村委員 繰越明許で、この3, 200万円も含めて7, 500万円以上をまた次年度に送るということで、既に3億円仮にかけているとすれば、これでもまだ車体自体も決まらない。そして、私も若干調べましたけれど、なかなか日本の道路法上、走行できる2.5メートルの車体幅の車両は意外と少ない。

こういう中で、ただ欧州で走っている車両を、これは中国でもそうですけれども、持ってきて、日本で走らせるということでは済まないことだと思うので、調査をするのは結構なことではございますけれども、ある程度の段階で、事業会社が先に進んでいってしまうよりは、まず見込みを立てた上で今回の調査をやって、国内で少なくとも製造ができて、そういう意味でコストがあまりにも膨大にかかるようなインフラにならないようにしていくことが一番重要なことだと思いますので、今回調査をやるのであれば、そういう意義あるものにしていただきたいと思います。その点についてはいかがですか。

栗田山梨・富士山未来課長 まさに今、委員がおっしゃったとおり、我々としてもできる限り、今回基本計画の策定を進めておりますが、その中で、今後のいろいろな取組について方向性を示していきたいと思っております。

車両についても、より幅広いというか、幾つかの選択肢を用意した中で、その中で車両を選定していきたいと考えております。いずれこの調査につきましても、まとめ次第公表する形で進めていきたいと思っております。今後、この計画に基づいて、さらに富士トラム実現に向けた取組を確実に進めていきたいと考えております。

（富士五湖自然首都圏フォーラム事業費について）

志村委員

次に行きますけれど、新の5ページで、国際水素サミットにおける海外地方政府との意見交換会の開催が入っていますけれども、そもそも国際水素サミットの開催時期が後ろ倒しになった理由、まず、これをお聞きします。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 国際水素サミットにつきましては、当初、国内の水素関連の企業、それから、あと、私たちが日頃国際交流をしている海外の自治体を中心に集めて開催をしようと思っていたところではありますが、令和7年度、様々な国際交流を通じて、実はこういった自治体発で世界のグリーン水素の実装をみんなで集まって議論するような場が世界中にないということで、海外の地方政府から、もっと大きく、しかも、実効性がある形でやってくれという要望を複数いただくようになりました。

この要望の中で、特に具体的には、グリーン水素を実装に向けた国際的なルールや安全基準、それから人材育成について、枠組みが全くないということが各国かなり困っていたところがございますので、今回のサミットについては、山梨県が中心になって、こういった国際的な協力の枠組みをつくれるような会議にせつかくだからしていこうと考えたところ、やはり会場の規模を大きくしたり、準備期間を十分に確保して、そういった各国のニーズに対応できるような会議に仕立て上げる必要が生まれたので、会期を秋に延長して、準備の時間を十分に確保したという経緯がございます。

志村委員

非常に注目されるフォーラムに多分なるのだろうと想定されるのですが、半年の期間で、今言われたような、規模を大きく、また実装に向けて実効性のあるような基盤ができるのか。実際できるとしたら、実装に向けた基盤づくりというものは、一体どういうものなのか説明を少しいただけますか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 まず1点目、この半年で準備ができるかといった御質問に関しましては、もともと国際会議として本会議をやる1日はこれまでの準備どおりではございますが、今回新たに追加する要素といたしましては、本会議の前に地方政府が集まって国際的な枠組みを議論するセッションを新たに設けることを考えておりますので、この半年で本会議に附属する国際的な枠組みを議論するためのトップミーティングのセッションを追加することを残り半年で仕込んでいこうと思っておりますので、半年であれば、十分準備ができると私たちは考えております。

それから、こういった会議を行うための基盤づくりなのですが、当然、私たちは、この会議は1回やって終わりとするつもりはなくて、定期的に山梨でやっている情報を世界に発信する、そして、この会議は発信するための一手段だと考えておりますので、発

信をできるような情報を集めて、社会実装に向けた検討を進めていくといった動きもまた会議とは別に、山梨県の中でそういった仕組みを組んで、例えばですけれども、水素実装に取り組んでいる企業や大学の知見などを集めて、山梨県が世界を見渡しても水素実装に関する知識が集まっているという構造をつくり上げた上でサミットを定期的開催していく、このような流れに持っていきたいと思って、今準備しているところです。

志村委員

自治体初の水素の製造から、また実装までというところは、山梨県が一步リードをして進めている取組だとアピールできると思いますか、本当に先進的なことをやっているという意味で、非常に意義のあることだと思うのですが、サントリーの白州のところでやっているものも御覧いただける機会になるかと思うのですが、そのときに、やっぱり実装という部分でいうと、やはりコストが非常にかかるというところは、来訪される方々にとっても課題になると思う。

そういう意味で、国の価格差支援の制度というのが、その時点で利用できていれば非常にありがたいと思うのですが、これに関連するかと思うので、今の状況がどうなっているか御説明可能でしょうか。

宮崎知事政策補佐官 国の価格差支援制度については、昨年度、やまなしハイドロジェンカンパニーから申請を出しております。その後、審査をする団体と何度か内容について確認をして、それに答えるという作業を繰り返しております、具体的にいつ採択結果が出るかは、まだお話をいただいておりますが、大分議論のほうは詰まってきたのかなと感じております。なので、そう遠くない先には結果が出るかと考えております。

志村委員

もしかしたら前例があまりないような取組と言えるかなと思いますので、ハードルは様々あるかと思いますが、ぜひ、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

（DX推進事業費について）

あと2点ですけれど、新の11ページで、DXの推進のところで、寄附金をという御説明がありましたけれども、もし差し支えがなければ、寄附金の内訳といいますか、どれぐらいの件数があり、どのような形で寄附を受けたのかを説明していただけますでしょうか。

堀内DX課長

ふるさと納税の制度に関しましては、所管外とはなりますけれども、当事業に充当する経緯といたしますと、まず、企業や一般の方からの寄附金につきましては、主に用途を指定している寄附と、指定のない寄附と両方あると承知しております。

また、DXに関しましては、ふるさと未来をつくるDXという項目がありますので、そこへの寄附を指定されたもの、また、指定のないものについては、各分野に案分したものをそれぞれの事業に充当していると認識しております。これらを踏まえ、今回こちらの当課の事業に充当する金額については、1,863万2,000円が割り振られたということになっております。

志村委員 大変ありがたい寄附を頂いているので、こういったことにも充当していただけるというのは感謝をしたいなと思います。

（クリーンエネルギー普及促進事業費について）

最後に一点、新の8ページで、クリーンエネルギーへの普及促進事業、2億2,000万円の中で、公共交通電気自動車等の導入支援事業費補助金が6,350万円ということだったのですけれど、国の補助事業に上乘せ支援ということで、これは繰越しの中にも入るのかなと思うのですが、具体的にタクシーとかバスとか、それから自動車のリースをされている事業者等、どれぐらいの事業者が利用される見込みかというのは、今の時点で分かっているのでしょうか。

浅川地域エネルギー推進課長 こちらの公共交通電気自動車等導入支援事業費補助金でございますけれども、タクシー事業者から路線バス事業者、リース事業者に対して、公募してまいるわけでございますけれども、現在のところ、タクシー事業者につきましては、幾つかこういう要望というか、声を聞いております。また、バス協会とタクシー協会からも御要望いただいている中で、公募に手を挙げていただけるかというのは、まだはっきりはしていないところでございます。

## 討論

名取委員 私は、今回の補正予算について反対の立場で討論いたします。

先ほど質疑させていただきましたが、富士山観光エコシステム整備推進事業費3,265万6,000円については、富士トラムへの欧州車両導入の検討費用という説明がありました。

先ほどの質疑の中でも、まだ県が想定している富士トラムに該当する車両の導入はめどが立っておらず、これからヨーロッパの各社に対して技術開発も含めて協議を行っていくという段階です。車両の調達もめどが立っていないことが明らかとなりました。

先日、本会議の一般質問でも指摘しましたが、既に富士山登山鉄道構想以来、富士トラム構想の検討費用が、今回の補正予算を含めて2億9,612万2,000円生じております。車両調達のめども立たず、実現のめども立たないまま、これ以上、検討費用を重ねることは税金の使い方として問題だと考えますので、本議案に反対をいたします。

藤本委員 私は、第50号議案山梨県一般会計補正予算に賛成の立場から申し上げたいと思います。

本予算は、富士山観光エコシステムの構築、地域エネルギー転換の推進など、山梨の将来を見据えた施策が着実に盛り込まれていると考えます。特に、脱炭素に向けた公共交通分野への支援、地域DXの推進、国際交流を通じた新産業の創出は、本県の持続的な発展に不可欠だと思います。いずれも大変限られた財源の中ではありますが、効果的な事業が編成されておりますので、妥当な予算であると認め、賛成いたします。

採決 採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定した。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係

※第 50 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

（食料支援の仕組みづくり推進事業費について）

飯島（力）副委員長 課別説明書、県民14ページのマル新、食料支援の仕組みづくり推進事業費について幾つか伺います。

最初に、経済的に困窮する子育て世帯のため、継続的な食料支援の体制を構築することですが、取組を進めようとする背景や目的について伺います。

依田こども福祉課長 県では、今年度、夏休みなどの長期期間中の子供に対する食料支援を緊急的に行ってまいりましたが、物価高が続く中、長期休暇中以外においても支援を行っていくことが重要であると認識しております。

地域で食料を届ける取組につきましては、民間の支援団体や社会福祉協議会などが行っておりますが、県が主導して食料を確保することにより、支援団体などによる食料支援の取組が県内全域で安定して行われていくことを目指していきたいと考えております。

飯島（力）副委員長 食料支援の仕組みをつくる意義については理解しましたが、実際には、どのように子育て世帯へ食料が届けられるのか伺います。

依田こども福祉課長 県が企業などからの寄附により確保した食料を、県から支援団体などに提供しまして、それぞれの団体から子育て世帯へ食料を届ける仕組みを想定しております。

飯島（力）副委員長 次に、具体的な事業内容について協議会を設置することですが、協議会はどのようなメンバーが参加し、どのような活動を行っていくことを想定しているのか、お聞きします。

依田こども福祉課長 協議会の構成員につきましては、市町村、社会福祉協議会、それからフードバンクやこども食堂などの支援団体、さらに倉庫、物流、食品関係事業者などを予定しております。

この協議会についてですけれども、単に会議をして協議を行うというようなものではなく、寄附食品の受入れや支援団体などへの配分の調整、それから、各地域への配送といった活動を想定しております。また、協議会運営を含む事務局機能については、外部

へ委託して実施することとしております。

飯島（力）副委員長 最後に、食料配付拠点の設備整備に対し助成することですが、食料配付拠点とはどのような場所を想定しているのか。また、補助対象となる設備整備とはどのようなものを想定しているのか、それぞれ伺います。

依田子ども福祉課長 食料配付拠点につきましては、社会福祉協議会や子ども食堂などの支援団体を想定しております。また、補助対象として想定される設備整備につきましては、食料を保管するための大型の冷凍冷蔵庫などがございます。こうした助成によりまして、支援団体などへ円滑に食料をお渡しできるよう、食料配付拠点の設置を目指していきたいと考えております。

（良好な避難生活支援事業費について）

藤本委員 防の2ページ、防災対策費の中のマル新、良好な避難生活支援事業費2,505万円についてお伺いします。

昨年、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練に参加するとともに、防災倉庫、指定避難所を視察し、実際に備蓄されている災害用仮設トイレにしゃがみました。現場で確認したからこそ見えた課題もありました。それは、備蓄はされていても設営や運営、使い勝手まで含めて検証されているのかという視点がとても重要だと痛感しました。私自身、これらの視察を通じて、要配慮者への支援、避難所の環境整備、さらにはトイレ問題への対応など、実際の避難生活を見据えた取組の重要性を改めて感じました。

初めに事業の内容についてお伺いしますが、まず、本事業でどのような考え方の下、どのような取組を進めていくのか、お伺いします。

中嶋防災危機管理課長 本県が昨年度実施しました能登半島地震の検証を踏まえまして、災害関連死を防ぐために、市町村の備えから訓練まで一貫した取組を支援するものでございます。

具体的には、住民が円滑に避難し、良好な避難生活が送れるよう、要配慮者を含めまず地域住民と避難先を事前にマッチングをしまして、受入体制を整えた上で、避難訓練を実施することを考えております。

また、トイレ問題としましては、指定福祉避難所向けの簡易トイレを県が備蓄すると、一時的には市町村の備蓄になりますが、市町村の備蓄を県が保管することを考えております。あわせて、避難所でトイレを実際に設置したり、出てきたごみを処分したりするなど、トイレに特化した訓練を行い、その結果をマニュアル化して、県内全域に広げていきたいと考えているものです。

藤本委員 トイレに特化した訓練、かつて県議会でトイレに関する提言案作成委員会がありました。それぐらいトイレについて注目されています。

そこで、この簡易トイレの質と配慮について続いて伺いますが、本委員会でも県内調査で、山梨市役所南側のスポーツ広場、そして山梨高校の指定避難所、そこで実際に私

たちが訪れて、洋式のマンホールトイレと段ボールトイレ、いわゆる災害用仮設トイレにしゃがみ、スペースや安定性、周囲からの視線など細かな点が利用者の安心感を大きく左右することを体験として実感しました。

そこで、高齢者や障害のある方、女性や子供といった利用者への配慮、また夜間照明、防犯面の対応について、現在、県としてどのように取り組まれているのか、お考えをお伺いします。

中嶋防災危機管理課長 災害用トイレの整備につきましては、まずは、各市町村が主体となりまして、高齢者や障害のある方、女性や子供など、多様な利用者への配慮や夜間照明などの防犯対策に取り組んでいるところでございます。

県としましても、こうした取組が適切に進むよう、訓練の実施や市町村との連携を通じまして、誰もが安心して利用できるトイレ環境の確保に向けた支援を引き続き行ってまいります。

さらに、今回予定しております訓練におきましても、実際の避難所運営を想定して、利用者の視点に立った点検や改善につなげられるように取り組んでまいります。

藤本委員 また、発災直後にすぐ使用できるよう、分散して備蓄などは徹底されているのでしょうか。単に数をそろえるというだけではなくて、実際に安心して使えるような備蓄になっているのか、その辺りをお伺いします。

中嶋防災危機管理課長 発災直後から迅速に使用できる体制を確保するために、市町村に対しては、携帯トイレの避難所ごと、または避難所近傍の防災倉庫に分散して備蓄をして、地域内で完結できるような備蓄体制の構築を求めています。

県におきましても、本事業で整備する物資について、被災時に速やかに搬出できるよう、緊急輸送道路に近接した防災拠点へ分散配備することで、早急に供給が可能となる体制を整えてまいります。

また、これらの取組によりまして、数量の確保だけではなくて、発災直後から実際に使える、安心して利用できる、こうしたトイレ環境の確保を図ってまいりたいと考えています。

藤本委員 ぜひ、安心して使えるトイレ環境の充実に向けて、引き続き取り組んでもらいたいということと、最後に、訓練の内容と実効性についてお伺いしたいと思います。

私は、地元、南アルプス市での南アルプス市社会福祉協議会が主催した災害ボランティアセンターの設置・運営訓練に参加をしたとき、訓練の質がそのまま発災時の対応力に直結することを痛感しました。この事業で実動する訓練というのは、簡易トイレの組立てや設営、そして衛生管理までを実際に行う実動型となっているのか、それとも、図上訓練にとどまっているのか。あわせて、行政職員のみならず、住民や自主防災組織、地域支え合い協議隊なども参加する実践的な内容となっているのか、お伺いします。

中嶋防災危機管理課長 本事業で実施する訓練は、電気や水道が断水し、道路が寸断した状況を想定して、簡易トイレの設置や使用後のごみの保管、運搬、回収までの手順を確認する実動型として実施する予定でございます。

また、当日は、地域住民や自主防災組織、ごみ処理業者などにも御参加いただくとともに、職員におきましては、防災のみならず環境、衛生など幅広い部門が連携して取り組み、その成果をマニュアルとして整備して、県内全体へ普及してまいりたいと考えております。

藤本委員 つくづく思いますのは、避難所の環境整備というのは、平時の備えが全てだと考えます。現場で汗をかく職員の皆様の取組が県民の安心に必ず直結します。ぜひ、これからも強い覚悟を持って本事業を推進されることを期待し、質問を終わります。

（地域子ども・子育て支援事業費補助金について）

名取委員 まず、県民の6ページで伺います。

子育て支援総合対策事業費の中の1の地域子ども・子育て支援事業費補助金についてですけれども、事業実績の見込額が増ということで補正が組まれています。

まず、補正後の総事業費、今年度は幾らになるのか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 今回、増額補正を行い、増額後につきましては、6億1,102万7,000円でございます。

名取委員 今回、見込額が増となった主な要因はどのように捉えておりますか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 本補助金につきましては、市町村が実施する様々な事業、延長保育や子育て短期支援事業、それからファミリーサポートセンター事業、産後ケア事業など、全て17ほどの事業がございます。その17事業につきまして、それぞれ市町村で、当初の見込みよりも実績として、全体として大きな増加があったということで、額がかなり高額な増額補正でございます。

名取委員 要綱も確認させていただきましたが、市町村が取り組む15事業が対象になるということで、本年度で言うと、この中で特に実績が伸びた事業などはあるでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 今、手元に詳細な資料がございませんので、確認しまして、後ほど改めまして御報告させていただきます。

名取委員 議案の採否に関わることではないので、事業実績として知りたいということで、資料については頂けるとありがたいです。

（賃金アップ企業等省エネ・再エネ設備導入支援事業費補助金について）

県民の7ページで、賃金アップの企業等省エネ・再エネ設備導入支援事業費補助金、補助先がスリーアップ実践企業の認証取得済みの保育所となっております。同じような趣旨で、これは県民の23ページになりますけれども、対象が私立学校となっております。このスリーアップについては、従業員のスキルアップ、それが企業の収益アップ、そして賃金アップにつながっているという流れかと思えますけれども、スリーアップの県の認証制度もあって、そこの説明などを見ても、やはり企業等を対象にした事業のように当然なっているわけですが、それがこの保育所や私立学校に当てはまるものなのか、ちょっとそこの考えを教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 本補助金の支給条件としまして、スリーアップ認証を取得している、もしくは申請しているところをごさいます。こちらは、今回、第7次の補助金でございます。この要件が第6次の補助金からついてございまして、保育所等におきましても、そういった賃金改善というか処遇改善、そういった課題意識がございまして、保育所の中でそういった取組をすることによって、保育所等に対しても、処遇改善、賃金アップにつながっていければということで提供しているところでございます。

名取委員 賃金アップは福祉の現場でも、教育の現場でも、当然必要だと思うのですが、スキルアップや収益アップというのはなじまない職種だと思うのです。だから、そういうところに対して、当然、この省エネ・再エネの設備導入を支援するということは必要だと思うのですが、そういった保育や福祉や教育の現場に対して、スリーアップの認証を条件づけることはちょっとおかしいのではないかとと思うのですが。

三科まなび支援課長 私立学校におきまして、民間企業のような内容になじまないという御指摘ですが、こういった少子化の中で学校経営も厳しい状況にある中、活用できるものはいろいろな制度を活用して、学校の運営も向上させていただきたいという趣旨も含めてのこの補助金の内容になっています。全庁的にこういった内容に取り組むということで、それぞれの所管する施設についても、この条件が導入されていると承知しております。

小林子育て・次世代サポート課長 保育施設につきましても、保育士について、そういった技術をスキルアップしていただくといった取組は保育の質の向上にもつながってまいりますし、県としても必要であると考えてございまして、同様なスタンスで補助金の運営をしていきたいと思っております。

名取委員 先ほど、私立学校については、使えるものは使えるよということ、こういった補助事業を使えるものは使うという意味だと思うのですが、それは必要なことだと思うのは、さっきも私も言いました。

ただ、その条件づけとしてなじまないのではないかと言っています。

保育のほうも保育士のスキルアップとおっしゃいますけれども、子供を相手にするわけ

ですから、何をスキルアップということによってやっていくかということもあると思うのですが、だから、今後の検討として、省エネ・再エネの設備導入については、そのスリーアップの条件づけについては、業種によっては見直すとか、そもそも条件づけをしないとか、そういったことも含めて検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 保育施設等につきましては、現在もスキルアップの研修等も行ってございまして、そういったことに伴って保育所の魅力を向上させるということにもつながってまいりますので、県全体で今行っている補助金でございまして、同じスタンスで、要件で行っていきたくて考えてございます。

三科まなび支援課長 私立学校につきましても、教職員のスキル、賃金向上という課題は現実としてあると思っておりますので、こうした補助金を活用して、それに資する取組を行っていただきたいと思っております。

（卵子凍結保存等助成事業費について）

志村委員 県民の10ページで、卵子凍結保存等助成事業費が事業確定に伴うマイナス2,307万円ということで、これ自体は結局、今年度どれぐらいの件数、内容としてあったのかを少しお聞きしたい。

小林子育て・次世代サポート課長 本補助金は、女性の多様なキャリア形成、ライフプランを実現するために、卵子凍結を行う方に対する助成を行うものでございまして、今年度につきましては、1月末の時点で、卵子凍結の補助金の申請自体は、4件となっております。

志村委員 見込みをするのはなかなか難しかったと思うのですがけれども、どれぐらい当初見込んで、それで今回の実績を受けて、今後もこのプレコンセプションケア関係の女性のキャリアアップということも含めて、母子保健推進事業費の中でやっていくのだらうと思うのですが、要は、ハードルが高いのか、それとも補助額が少ないのか、それとも利用がそもそも少ないのか、その辺りを今年度やってきた感覚として、どのように受け止めているのか、また、これを次年度どのように生かしていくかにもつながると思うので、その辺りをお聞きしたいです。

小林子育て・次世代サポート課長 今年度の当初の見込件数につきましては、卵子凍結の件数を120件ほど見込んでございました。当然、卵子凍結ですので、メリット、デメリット等がございます。要件としまして、事前にセミナーの動画視聴をしていただいた上で申請手続に進んでいくのですが、本年度の1月末時点でのセミナーの受講者については、400人ほど受講してございます。

さらに、その中で、補助金の申請について必要となる受講修了証を受けた方についても50人ほどいらっしゃいますので、そういった卵子凍結に関心を持っておられて、前向きに利用を検討されている方はいらっしゃると思っておりますので、令和8年度に

つきまして、その必要な数を見込んだ上で、予算措置をしまいたいと考えてございます。

志村委員

それぞれ当事者の方々には御負担もかかるでしょうし、大変なことだと思うのですが、こういうことに対して助成があるということ自体も非常に心強いことになるかと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしく申し上げます。

（再配達削減推進事業費補助金について）

あと、もう一つ、県民の29ページで、再配達削減推進事業費補助がマイナス1億1,500万円になっています。これは、国の補助金活用ということなのかもしれませんが、令和6年度の実績としては1,700万円ぐらいだったかと思うのですが、今年度の実績見込みでこれだけ減になるのですが、どういう状況だったのかを現時点で分かっている範囲で教えていただきたいと思っております。

刃刀県民生活支援課長 この補助金につきましては、再配達を削減するため、市町村が行う住民を対象とした宅配ボックスの購入補助に対して、県が2分の1助成をするものになっております。今回、市町村の宅配ボックスの補助金の需要が見込みより少なかったため、補助金を減額するものでございます。

当初といたしましては、2万7,610世帯分計上したところですが、市町村から見込額をお聞きしたところ、4,460世帯分ということで、2,230万円分が見込まれたため、1億1,575万円を減額したところでございます。

志村委員

すみません、県費でしたね。承知しました。

ある程度行き渡ったのか、それとも、例えば宅配ボックス1つ当たりの額が数万円程度で買えるから使わないのか、その辺りは分からないですが、盛っている予算に比べて実績が少し低かったので、お聞きをした次第です。

（食料支援の仕組みづくり推進事業費について）

県民の14ページで、一番最初に飯島委員から御質問があったところと関連する形でお聞きするのですが、食料配付拠点設備整備費補助金は、1団体当たり150万円の上限で、設備整備に対し助成ということなので、基本的には食料の保管、貯蔵庫、冷蔵庫みたいなものを購入するというようなイメージの説明だったかと思うのですが、間違いないですか。

依田子ども福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

志村委員

10分の10ということなので、要は備品というか必要な設備を、例えば150万円のものであれば、150万円出して購入して差し上げるみたいなイメージになるということですね。

この下のこども食堂支援体制強化事業の中で、マル臨で、こちらはこども食堂を運営する団体等に施設改修と備品購入とあるのですが、これも1団体当たり150万円の上限となっています。この施設改修、備品購入というのは具体的にどういうものなのか、事例を挙げて説明していただけますか。

依田こども福祉課長 こども食堂の補助金になりますので、具体的な活動をする上で、例えば調理室や配膳スペースの改修など、そういったものも入ります。もちろん冷蔵・冷凍庫なども必要な設備になりますので、そういったものも対象になります。

志村委員 どちらも、備品の購入というのは必要なものなので、しかも、購入する団体、グループも入るのか分かりませんが、補助先の方々が利用するという前提になると思うのですが、施設改修については、例えば自治体がそういう施設を持っていて、そこで指定管理者として事業をやっていることも想定されると思う。要するに、自治体が行っている施設で子供に関するサービス、保育なり見守りなりをそこでやっている事業者が、子供の食支援のようなことをするために、その施設を改修したいということも想定されると思うのですが、この場合は認められないですか。

依田こども福祉課長 この事業につきましては、対象を営利を目的としない民間団体としておりますので、自治体の行う類似事業については対象になっておりません。

志村委員 自治体が行うではなくて、自治体で行っている施設の指定管理者が自分のところで子供の食支援をやりたいと言って、それで、そこで設備を購入するとか、あるいは、その施設の改修が必要だから改修をしたいといった場合には申請ができるのですか。

依田こども福祉課長 基本的に民間団体にはなりますけれども、指定管理者として行う方がどういう立場であるかによると思うのですが、いずれこれから要綱等をつくって細かいところを決めていくところですので、どういう事業者が活用できるかをしっかり分かるようにする形で検討してまいりたいと思います。

志村委員 実態として、意外と自治体の施設で指定管理を受けている事業者は多くて、そういうところが子育てのサポートや食支援も含めてやっている事例がある。なので、厳格に言うと、自治体の施設の設備改修みたいになってしまうと駄目だろうと思うのですが、指定管理者の事業者がそういうことを行うために活用できるとなると、かなりハードルが下がるといいますか、実際やっている方々は結構かつかつでやっている事業者が多いので、こういうものを活用して、食支援をやるためのある程度の基礎を固められると、継続して今後もやっていけるのかと思いますので、また、その要綱を作成していく中でも御配慮いただければと思います。

（地域子ども・子育て支援事業費補助金について）

小林子育て・次世代サポート課長 先ほど、名取委員から御質問がございました、地域子ども・子育て支援事業に関するものにつきまして、内容が確認できましたので、御報告いたします。

まず、事業の数につきましては、地域子ども・子育て支援事業につきましては、全部で17事業ございます。

それから、今回の補正が7,000万円ほどございますけれども、このうちの主なものにつきましては、一時預かり事業の事業費が増えてございまして、それが大きなものでございます。

それから、病児保育事業も加算事業の実施が増えてございまして、そういったことで、加算額が増えてございます。

それから、産後ケア事業も事業費が増えてございまして、この3つが主に大きく増えたものでございます。

名取委員 先ほど、私が要綱を確認して、今、説明のあった一時預かりなどを含めてですけれども、15までと要綱には書いてあるのですが、17事業というのは要綱以外にあるということですか。

小林子育て・次世代サポート課長 今、要綱が手元にございませぬので、再度確認させていただきたいと思ひます。申し訳ありません。

向山委員長 委員各位に申し上げます。ただいま名取委員から要求のありました資料につきましては、委員会の執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

向山委員長 執行部に申し上げます。ただいま名取委員から要求のありした資料につきましては、資料作成後、提出願ひます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 52 号 令和7年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 59 号 権利放棄の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 警察本部関係

※第 50 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

（サイバー犯罪対策普及啓発事業費について）

藤本委員 警4ページの防犯活動費のうち、マル臨、サイバー犯罪対策普及啓発事業費628万円についてお伺いします。

私の地元、南アルプス市の県立巨摩高校では、毎年、県警察によるサイバー犯罪防止教室が行われ、今年は山梨県警サイバー犯罪対策課と南アルプス署の生活安全課の講師によるリモート講義で生徒たちが有益な学びとなったと、先日、卒業式で学校を訪問した際に、先生から伺いました。

また、先日は武藤敬司氏を模したデジタルヒューマンAI武藤敬司課長が登場した県警察の啓発イベントも開催されるなど、若年層や企業への情報発信に直結する取組も展開され、サイバー犯罪対策が進んでいることは大変ありがたく、また大変期待しています。

そこで、まず初めに、今回この補正で計上されました事業の概要についてお伺いします。

乙黒サイバー対策犯罪課長 昨年、当課で実施しました県内企業を対象としたサイバーセキュリティに関するアンケートでは、サイバーセキュリティ対策への人的・物的投資の優先度は低く、ランサムウェアなどによるサイバー攻撃によりサプライチェーンのみならず、それを利用する県民にも影響が及ぶ事態となっております。

こうした状況を受け、県民及び県内企業がサイバー犯罪による被害を未然に防止できるよう、サイバーセキュリティに関する知識や対策意識を向上させるため、サイバー犯罪被害防止対策の広報・啓発活動を行うものであります。

藤本委員 未然防止ということで、大変期待しているところですが、どのような事業の効果を見

込んでいるのか、お伺いします。

乙黒サイバー対策犯罪課長 近年、全国におけるサイバー犯罪の検挙件数は増加し続けており、特にフィッシング詐欺や偽ショッピングサイト等の被害相談は後を絶ちません。そのため、サイバーセキュリティに関する最近の情勢や被害防止対策等の広報・啓発を県民に対して広く行うことで、県民のサイバー犯罪に対する理解を深め、県内全体のサイバー犯罪被害防止に対する機運の醸成を図っていきます。こうした取組によって、サイバー空間を利用する県民の安全安心につながっていくものと考えております。

また、多くの県内企業においても、特に経営層のサイバーセキュリティ意識が向上することにより、企業を対象としたサイバー攻撃被害の抑制効果も期待されるものと考えます。

藤本委員

最後になりますが、今、経営者の方の意識の向上が大変重要だということで御指導いただいたところですが、この企業に対するサイバーセキュリティ対策意識の向上の方策についてお伺いしたいと思うのですが、これまで、昨年にも既に大手飲料メーカーや通販事業者がランサムウェアによる不正アクセスによって企業の事業活動に大変大きな影響を受けたことに加えて、今年に入ってから、民間医療機関が同様の被害を受けて、多くの個人情報漏えいしたと報道されていますが、サイバー空間における脅威が大変深刻だと私も考えております。

そこで、県内の民間企業に対するサイバーセキュリティ対策意識の向上方策として、県警察では、本事業における広報の啓発と併せて、これまでどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

乙黒サイバー対策犯罪課長 昨年の大企業におけるランサムウェアの被害は記憶に新しいところではありますが、全国的には中小企業の被害が増加傾向となっておりまして、コスト面などから対策が手薄になりがちな中小企業に攻撃対象が移りつつあります。特に本県は、民間企業の大多数が中小企業で構成されていることから、各企業のサイバーセキュリティに対する意識高揚の機運を醸成することが極めて重要であると考えております。

そこで県警察では、企業のサイバーセキュリティ活動を「サバ活」と称して、企業のサイバーセキュリティに関する意識高揚を図る活動を行っております。

このほか、県内のプロバイダー事業者や産学官が連携した協議会を開催し、サイバー事案に関する情報共有を行うなど、サイバーセキュリティ水準の向上を図る取組も行っております。

県警察としましては、引き続きサイバー情勢を的確に捉え、必要な取組を積極的に進めることで、サイバー空間の安全安心の確保に万全を期してまいります。

藤本委員

地域や学校現場での地道な啓発活動、そして、冒頭でも述べましたように、AI武藤敬司課長など先進技術を活用した取組も大変心強く、評価しています。

今後も、自治体そして学校、そして県警察の連携をさらに深めて、実践的な体制づく

り、また、子供や企業への働きかけが一層進むことを望みます。引き続き、強い使命感と温かなまなざしを持って取組を展開していくことを期待します。

（防犯活動費について）

桐原委員

警の4ページです。防犯活動費ということで質問させていただきます。

私は、県議になって以来、防犯カメラの必要性を長く訴えてきました。その中で、民間や基礎自治体との協力によってということ、この補助金があると承知をしております。当初の予算を見ますと、防犯運動費2,300万円余ということで、闇バイトなどいろいろな防犯対策費ということですが、今回900万円を盛っておりますが、当初はこの防犯カメラ設置運動費が幾ら盛ってあったのか。また、今回900万円の補正でありますので、今年度は何か所ぐらい、どのようなところに設置をされる事業になったのかについてお尋ねをいたします。

手塚会計課長

この防犯運動費900万円が当初どちらに盛ってあったかということですが、この900万円は、財源を物価高等対策重点支援地方創生臨時交付金ということで、昨年12月に国で確定した補助金を財源としておりますので、当初予算にはこの防犯カメラの活動費は計上されておられません。

昨年度、同じ時期、ちょうど1年前になりますが、同様の補助金でこの同じ事業を実施しております。それに基づいて令和7年度で執行してきたということになります。ですので、この900万円を今回の2月補正予算で計上させていただき、これを令和8年度中の活動として活用していくというものでございます。

桐原委員

ぜひとも、この防犯カメラ設置推進補助金が有効に使われて、また、防犯カメラは抑止力だけではなく、地域住民の安心を得るためにもこれは必要なものだと思っております。もちろん、何か事件が起きたときには有効に働くというのは分かるわけですが、設置するということについて、先ほど言ったように、防犯の意識が高くなったり、地域住民が安心して生活できるツールだと思っておりますので、ぜひとも、この事業、令和8年度続くということでもありますので、令和9年度に向けても継続していただきたいとお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

（警察本部庁舎等整備費について）

名取委員

警の2ページで伺います。一番下の警察本部庁舎等整備費で、トイレの環境整備事業ということで説明がありました。先ほど、ちょっと説明で私、聞き取れなかった部分がありまして、対象となるのは何庁舎ということで説明されたでしょうか。

手塚会計課長

対象となるのは11庁舎でございます。

名取委員

経年劣化に伴って、11庁舎の来客者も使用する1階トイレを改修するということで御説明があったかと思えます。緊急の破損や修理が伴うものかと思ったのですが、11

庁舎でかなり広くやるということになりますと、これは補正予算でやるというよりも、当初予算で対応すべき、計画を持って予算化すべきものなのかと印象を持ちます。

補正額が既定予算額よりも大きいということも含めまして、今回、補正予算でやることになった経過、なぜここでやるのかということについて、補足の説明をお願いします。

手塚会計課長　まず、この事業についてですが、分庁舎を含む警察庁舎は15庁舎ございまして、そのうち築40年以上が8庁舎と過半数となっております。警察庁舎は長寿命化を図る施設として、長寿命化に寄与する躯体、設備等は更新してございますが、トイレの内装、便器、洗面台は長寿命化事業の対象ではなく、破損、損傷した場合に修理するのみであることから、経年によるトイレの劣化が顕著になってきております。これによりまして、来庁者が不快に感じることで警察のイメージが悪化し、警察活動に支障が生じることが懸念されるほか、職員のモチベーションの低下や採用活動、施設見学等への悪影響が考えられます。また、タイル張りの床は目地に水がたまりやすいことで、衛生的にもよくない状況となっております。これらのことについては、長年の課題でありましたが、経年によるトイレの劣化を早期に改善するため、本議会に計上したものであります。当初予算より額が多いとの御指摘でございますが、本事業は、築40年以上の警察署庁舎を主とする8警察署及び3分庁舎の計11警察庁舎の1階トイレを改修するものでございまして、総事業費が2億1,142万2,000円となることから、警察本部庁舎等整備費の当初予算を上回ったものでございます。

また、当初予算でよいのではないかと御指摘もございました。これについては、令和8年度当初予算に計上した場合、本事業規模の大きさから繰越明許費を設定する必要がございますので、翌年度の令和9年度完成になります。一方で、この本2月補正予算案に計上させていただくことで、本年度中に事業を開始することができますので、令和8年度中の完成が実現できるということでございます。

名取委員　事業期間の確保という観点でも、いち早く補正予算で計上して、令和8年度中の完了を見込むという説明がありました。悪いことではないと思いますので、そういう計画を持って、今回の補正予算に盛り込まれたということと理解いたしました。

（交通安全施設整備費について）

もう一点ですけど、警の4ページで、一番下の交通安全施設整備費についてです。増額や減額、財源更正を含んで総額でマイナスの補正予算になっているわけですが、先ほどの説明では、道路表示などで国庫補助金の対象とならない部分については、県費を含めて増額したという説明がありましたので、補正額の内訳を御説明いただきたいと思えます。

手塚会計課長　増額補正と減額補正の内容につきましては、まず、増額補正分が道路表示整備事業費として計上いたしました2,031万7,000円、減額補正分が交通安全施設整備費に係る国庫補助金減額分のマイナス7,373万円であることから、これらを差し引き

ましたマイナス5,341万3,000円を交通安全施設整備費の補正額として計上させていただきました。

また、財源更正につきましては、先ほど説明しましたとおり、本年度の国庫補助金が7,373万円減額されたことによりまして、同補助金と同額の県負担分を合わせた合計1億4,746万円の国庫補助事業が実施できなくなってしまうため、同補助金分は減額補正を行い、同県費負担分は県単独事業において活用するものでございます。それに伴いまして、既定予算額の財源の県債が減少し、県費が増加することから、その更正を行うものです。

名取委員 御説明いただいたうちの道路表示の改修に関わる経費については、次のページの繰越明確費補正の中にあります、一番右下の道路交行政費2,031万7,000円ということで、全額繰り越して次年度の中で整備をしていくということよろしいでしょうか。

手塚会計課長 そのとおりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

(地域子ども・子育て支援事業費補助金について)

向山委員長 休憩前に続き会議を開きます。この際申し上げます。午前中の委員会において、名取委員から要求のありました資料について、お手元に配付のとおり提出がありました。執行部より資料につきまして、説明をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを受けるとしてしたいと思います。

小林子育て・次世代サポート課長 午前中に名取委員から御質問がございました、地域子ども・子育て支援事業費補助金につきまして確認ができましたので、御報告させていただきます。

まず、午前中の説明内容につきまして、1か所訂正をさせていただきます。事業数につきまして、17と申し上げましたけれども、正しくは18でございます。申し訳ございませんが、訂正をいたします。

また、名取委員が補助金の交付要綱を御覧になりまして、事業数が15であったといったお話がありましたけれども、現在、県のホームページに掲載しています交付要綱は、令和6年度の実績を説明するために令和6年度のもの掲載してございます。今年度、18番の産後ケア事業が追加されまして、今年度の交付要綱では16事業となっております。

なお、この補助金の交付要綱に載っていない2つの事業がございますけども、こちら3番の妊婦健康診査につきましては、交付税措置で対応してございます。

また、12番の放課後児童クラブにつきましては、別の補助金の交付要綱に基づきまして対応しております。

名取委員 県のホームページで見られるのは令和6年度の要綱ということで、御説明のあった産後ケア事業については、令和7年度の要綱に追加されているという理解ですけれども、ホームページもその令和7年度の要綱が見られなかったので、該当ページに分かるように掲載をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 新しい要綱につきましても、早急に載せるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

### ※承第 1 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第9号）

質疑

志村委員 大変急な選挙で、県の選管の皆さんはもとより、市町村の職員の方々には大変な御苦労があったかと思うのですけれども、一つお聞きしたいのは、約2年前の衆議院議員の総選挙のときと今回の費用は同じぐらいだったのか、どれぐらい違いがあったのか、分かりましたらお願いします。

清水市町村振興課長 前回の数字、今、正確に手元にはございませんが、規模的にはほぼ同じような水準と認識しております。

志村委員 この臨時啓発費というのは今回に限って出たものなのか、それとも毎回出るものなのか、また、その内容としてはどういうことに使途として使われたのか、お願いします。

清水市町村振興課長 臨時啓発費につきましては、衆議院議員選挙が行われた前回も同様に計上されている予算になります。

特に、どういった形に使われるかというのは、各市町村の選管、それから県選管におきまして、通常の啓発以外に選挙期間中に行う啓発、例えばマグネットシートを公用車に貼っての啓発など、そういった選挙期間中に特別に行える啓発事務に使っている次第でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第 50 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

（歳入について）

名取委員

まず、歳入について伺います。今、説明もありました。総の1ページで伺いたいと思います。

県税収入などが増額になっているわけですけれども、総額で81億円ほどの増額です。要因については、先ほど、企業業績が好調になることで法人税などが伸びているという説明もありましたが、前年度の補正予算の2月補正の際には、プラス55億円ほどの増だったという状況ですので、それよりも増えているということですので、もう少し、ほかの県税についても特徴的な変化等があれば教えていただきたいと思います。

森山税務課長

今、御指摘のありましたとおり、令和7年度県税収入は、令和7年度当初予算に対して81億円余の増収する見込みとなっております。主な原因につきまして、課別説明書を基に御説明させていただきます。

まず、総の1ページの第1款の1、県民税、こちら22億円余の増になっておりますが、主な要因につきましては、個人県民税の均等割、所得割につきまして、定期賦課額が当初見込みを上回ったため、当初予算に対して9億円余増加する見込みとなっております。また、利子割、株式等譲渡所得割につきましては、利子所得それから株式等譲渡所得が当初の見込みを上回っておりまして、当初予算に対して合わせて10億円余の増加を見込んでおります。

次に、2の事業税でございます。こちら19億円余の増になっておりますが、主な要因につきましては、先ほど説明がありましたとおり、法人事業税が当初の見込みに比べ企業業績が好調であったため、当初予算に対して19億円余の増となる見込みでございます。

次に、3の地方消費税につきましてですが、当初の見込みに対しまして、地方消費税は、企業の納付額から還付額を差し引いた分を払い込んでいただいているところでございますが、当初の見込みに対して納付額の増加、それから還付額の減少がございまして、当初予算に対して38億円余の増加となる見込みでございます。

（市町村行政推進費について）

名取委員

次に、総の22ページ、今度は歳出ですけれども、市町村行政推進費で、今回、市町村職員の人材確保支援事業費ということで、広域連携による採用活動を推進するというところで予算化されております。

この広域連携による採用活動について、メリット、デメリットをどのように捉えているのか御説明いただきたいと思います。

清水市町村振興課長 今回、2月補正におきましては、共同採用試験に係ります広報費のみの計上となっております。実際の共同採用試験につきましては、来年度実施ということで、当初予算に計上させていただいております。今回、内容としましては重なりますので、共同採用試験全体につきましてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、共同採用試験の受験者側のメリットでございますが、同じエリアの複数自治体、今回でいきますと最大で6団体受けられるのですけれども、一度に申込みができることによる受験機会の拡大、それから、選択肢が増えるというのが受験者側のメリットとなっております。

自治体側のメリットといたしましては、近年、採用活動におきまして、人材確保がかなり困難な状況になっている自治体からしますと、受験機会が拡大することで受験者数が増え、安定的な職員確保に資することができる。また、エリア全体で広報活動することで、今までリーチできなかった方へも採用活動の情報を届けることができること。特に、これまで受験者確保が困難となっていた自治体につきましては、単独では採用情報を届けるのが難しい状況でしたので、そういった方々への確実な情報発信によりまして、応募者数の増加と採用率の向上が期待されるものでございます。

名取委員 当初のほうでも、もしかしたら質疑になるかもしれないのですが、今、メリット、デメリットということで聞いたので、デメリットの部分というか、心配されるものがあるれば教えていただきたいと思っております。

清水市町村振興課長 今回、県内で初めて共同採用試験を実施するものでありまして、現時点でデメリットを想定はしておりません。

ただし、広報費も含めて市町村負担もある中で実施するため、共同採用試験の有用性につきましては、募集した職員数に対する充足率を基に、今後確認していく必要があるかと考えています。

関口総務部長 一点だけ、補足でお答え申し上げます。

デメリットはあると思っております。例えばですが、その村の出身の人がその村にもともと帰るつもりだったと。それが共同採用試験で、たまたまほかの市町村も希望して、せっかくならそちらのほうが子育てしやすいとか、給料が高いということで、取られてしまうリスクは当然にあると思っております。

ただ、そうはいつでも、これまで採れなかった町村で少しでも採用の機会を増やすために今回判断をしたものでありますので、今回、補正においてこういった広報啓発費を設けさせていただきましたのも、できる限り志願者の総数を増やして、町村の皆さんにも、それぞれ今まででは来てくれなかったような方も採用試験に応募してくれたと感じてもらえるようにするためでございますので、その点、御理解いただければと存じます。

名取委員 総務部長からもデメリットということで、率直に説明がありました。私も、やっぱりそういった点はあるのかなという心配もしております。そもそも自治体職員への応募者

数が増えていかないと、少ない人数を6団体6団体で取り合いみたいになってはいけないと思いますし、格差が出てはいけないという懸念があります。

そういうところで、やはり応募者数を増やしていく、そういった努力が一番必要だと思いますし、どこの市町村で採用されても、待遇というか処遇というか、そういったものはしっかり保障されていくということも整えていかないと、格差を拡大する採用方法になってしまったら元も子もないので、その辺りについては、今後どのような制度設計とか、補完するような事業というのを考えているのでしょうか、伺いたいと思います。

関口総務部長 具体的に処遇をならしていくといったところまでは、まだ考え至っていないところはあるのですが、ただ、狙いはいみじくも委員おっしゃるとおりであります。やはり、それぞれの市町村で採用されて、その中のプログラムで育成されるのではなくて、それこそ、入り口のところから同じ試験を受け、そのとき同じ受験をして、その後も例えば研修の機会などを増やしていくって、できる限り自分の町村だけでない、周辺の広がりも持った中で行政に携わっていただきたいというのが一つあります。

それと同時に、これは小さな合意形成であります。いずれは、まさにおっしゃるように、どの地域でも、なぜ志願者がみんなあちらに行ってしまうのかと云ったら、例えば福利厚生や働き方で、あちらのほうが工夫の余地があるからだと。では、うちも負けてられないということで、そういったところで少しずつ、いい意味での競争意識を高めていただきたいということはあるので、目指すところに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

名取委員 当初予算で本格的な予算が出てくるということで、あまりここでやり過ぎるのも良くないですけれども、一応、申込期限が迫っていますので、あえてお聞きするのですけれども、一応共同で採用を確保していくということで、市町村のそれぞれの合意形成という点ではどのような状況でしょうか。

清水市町村振興課長 各自治体とは、まず担当者レベルで勉強会を重ねておまして、意見調整を図ってまいりました。その後、各首長様にも内容を御理解いただき、合意を得ておるところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 53 号 令和7年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 54 号 令和7年度山梨県県税証紙特別会計補正予算（第1号）**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 55 号 令和7年度山梨県公債管理特別会計補正予算（第1号）**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 65 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第1項歳入歳出  
予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款**

質疑

志村委員 この特別法人事業税の交付額が増加する見込みというのは、具体的にどういうことを意味するのか、説明をお願いします。

岩間財政課長 まず、特別法人事業譲与税とはということでございますが、地域間の税源の偏在を是正するために、国が徴収した特別法人事業税の税収を人口基準として都道府県に対し譲与、再配分するものでございます。その上で、今回、冒頭提案の補正予算額というのは、譲与税の交付が年4回あるわけでございますけれども、既に交付された3回の実績額を踏まえまして、予算の積算を行ったものでございます。

今回、2月20日の日に、総務省から交付額の内示がありまして、譲与税の収入がさらに上振れることが明らかとなったことから、その一部を本補正予算の財源とするものでございます。

志村委員 これは、この金額からすると、追加補正で弁護士費用ということに充てられるということになりますけど、一応それでよろしいですか。

岩間財政課長 今、御指摘のあったとおりでございます。

志村委員 過去に似たような事例がありまして、それは職員給与費から流用をして、弁護士に調査業務委託をするということで、6,600万円を支出したという事例がありました。今回の場合も、そのときと同様に、決算までに最終的に項目の変更ということが、支出に対して入りのほうの項目の変更ということがあるのでしょうか。

岩間財政課長 今、志村委員より御指摘いただいたような変更等はないと考えております。

志村委員 一般会計というお財布にいろいろ入ってきて、そこから出していくということなので、今回の場合はそういうことがなくても問題はないのかと思うわけですが、ここを財源にしたというのは、例えば、出せる県費がすぐに手当てできなかったとも考えられなくもないということもあるのですけれど、どういう形で、入りの部分を弁護士費用に充てるということで、ここに計上しているのか。

あわせて言えば、支出のほうは土木森林環境委員会でやっているということになりますけれども、支出に対応して入りでここを充ててくるということですから、その部分の説明がもう少しあってもいいのかなど。要は、その弁護士費用に充てる財源として、ここを充てている、ここから持ってきているという説明は、それ以上ないのかというところですが、いかがでしょうか。

岩間財政課長 今回、この追加提案の部分の歳入予算をどう組むかということで、当然議論をさせていただいたところですが、こういった一般財源がなければ、例えば、財政調整基金の取崩し等ももちろん検討したわけですが、今回、あくまで一般財源として、この特別法人事業譲与税の部分で十分な上振れがあると。これで十分、4,700万円もの歳入ということをお知らせすることが明らかになっておりますので、今回、これを充当させていただくことといたしました。

また、昨年度も、たしか年度末に、やはり訴訟費用の一部、これは金額的には非常に小さいものでございますけれども、これに対しても同様の措置をしておりましたので、今回、この対応とさせていただいたところでございます。

志村委員 やはり追加補正で、総務委員会にも入りのほうでこういう形で付託が来ているということですが、内容的なことはきっとここではあまりお聞きできないのかと思いますが、ただ、やはりその弁護士の費用、それから選任した理由について、今日午前の土木森林環境委員会の状況をお聞きしても、ほとんどお答えがない、あるいは、できないということになっています。

ですから、そういう意味で、この総務委員会にも入りの部分ですが、その弁護士費用として予算が充てられる可能性があるということで、追加補正案が来ているということであれば、その弁護士費用の内容について、本会議で答弁をいただいたり、議案質疑で御答弁いただいた内容を、多少なりとも補完する説明があると、どのような考え方なのか、私たちにももう少し理解が深まるだろうと委員長にお伝えをしまして、多分これ以上、この件に関してお聞きすることはできないと思いますので、そういう意味で、

理解を深めるような取り計らいをぜひしていただきたい。やはり、それだけ大きな案件だと思いますので、これは委員長にお願いをして、発言を終わりたいと思います。

水上行政法務課長 やはり、出の部分でございますので、森林環境部森林環境政策課所管ということで、私どもから答えられる部分といいますか、その範囲は限られてしまうところでございますが、我々行政法務課としては、令和3年度から適用させていただいております訴訟代理人の費用に関する指針に基づきまして、各所管課、我々が訴訟委任契約を締結している場合には、それに基づきまして適正に予算の積算を行っているところでございます。

今回の件につきましても、指針を所管する立場から申しまして、積算内容を見まして、適正に積算されているものであると、我々は考えているところでございます。

また、これまでの選任の経緯でございますが、こちらもやはり、我々のほうからお答えするというのは、なかなか厳しいところではございますが、やはり答弁のほうでもございましたけれども、先日、幾つかの法律事務所に対しましてセカンドオピニオンとしていろいろ御意見を徴したところ、今回の仮処分の決定につきまして、これまでの県の対応に一定の合理性を指摘する見解、また、本県の主張に対する十分な整理がなされておらず、なお反論の余地があるとの御意見をいただいたところでございます。

また、今後、現在行っている民事調停などの全体的な視点も捉えながら、多角的に検討した結果、異議を申し立てるに考えに至ったというところでございまして、このような答弁になってしまいますが、御容赦いただきたいと思っております。

志村委員

まさに大変御苦労されて、今、御答弁をいただいたかと思っております。

私のほうから、最後に一点申し添えれば、こういう形で入りも確保されて、そして支出のほうも土木森林環境委員会で審査をされたということでもありますけれども、そこでやっぱり話題になったのが、日弁連の報酬基準で、ただ、債務負担行為を見ても、やっぱり県が得られる経済的利益という部分が不明瞭であるために、これは訴訟、調停、その戦略もあるかもしれませんが、実際にどれぐらいかかるかというのが、私たちが想定できない。こういうことで、やはりこの議案に向き合うというのは、非常に各委員が難しい選択をしなければならぬということにもつながりかねないということで、入りの部分ですから、私もこれぐらいにしておきますけれども、これをお伝えして終わりたいと思います。

討論

名取委員

私は、追加補正予算の歳入に係る補正予算について、反対の立場から討論いたします。先ほど、歳出に関して、所管の土木森林環境委員会でも質疑があったと聞いております。会派といたしましても、その算出根拠、経済的利益とは何か、また、基準となっている旧日弁連の基準のどこに該当して計算したのかをお聞きしましたが、いずれも回答がなかったということで、積算根拠が曖昧なまま支出をすることは認められないということで、土木森林環境委員会でも反対をしたと聞いております。

ということですので、それに関係いたします歳入、補正予算についても反対をするものです。

藤本委員

私は、第65号議案山梨県一般会計補正予算に賛成の立場から申し上げます。

本案は、県有地の賃料改定に係る調停代理人弁護士への着手金について、その歳入として特別法人事業譲与税の上振れ分を充当するものです。この特別法人事業譲与税は、一般財源として柔軟に活用できる財源であり、今回のように必要な行政事務に伴う経費を、県民生活への影響を生じさせることなく賄う観点から、適切な措置と考えます。

以上の理由から、本議案に賛成します。

志村委員

私も、討論といいますか意見を述べたいと思いますが、先ほどもお聞きしたとおり、この特別法人事業譲与税というのは、課長から説明あったとおりの仕組みで、県に入ってくるものですので、これ自体には反対をする必要がないと考えています。

ですので、総務委員会でのこの追加補正には賛成をします。

ただ、土木森林環境委員会で審査された内容については、これからしっかりと吟味をしたいと思っています。

採決

採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定した。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 3月2日に設置された予算特別委員会の部局別の審査は、各常任委員会に依頼した調査をもって代えることとされ、また、令和7年2月6日に開催された議会改革検討協議会において、予算特別委員会に先立つ常任委員会において、個別事業や事業の詳細に係る質疑を行うこととされたことを受け、議長から活発な委員会運営が行われるよう依頼があったことから、委員に対して、決定の趣旨を踏まえ、活発な質疑を行うように依頼した。

以 上

総務委員長 向山 憲稔